

差別と区別の境界線 ② 「明記しない配慮」「明記する配慮」

現在のところ「障害者」は差別用語ではありませんが、「障害児」は(教育界では)差別用語となっています。「障害児学級」が「特別支援学級」となったのは、比較的記憶に新しいところです。この扱いの違いは、教育現場・教育対象にあつて、「ガイジ(害児)」等の偏見に及んだことも事由のひとつです。障害とは「物事の達成や進行の妨げとなることやもの」を指し、仏教用語の「障礙(しょうげ、略字で障碍)」に由来します。「障礙」とは、「煩悩障(ぼんのうしょう)」など心を覆い隠し悟りを妨げている要素のことです。そして明治時代には「障礙・しょうげ」ではなく、徐々に「障害・しょうがい」と読まれるようになりました。その後1940年代の当用漢字表によって、「障害」の表記が採用されると、「障碍」の語は殆ど用いられなくなりました。また、現在のように「身体の器官や能力に不十分な点があること」という特定の意味ができたのは後年です。これは、身体機能の障害に対して、法令などで障害の語が当てられるようになったことに由来します。

「障害者」の表記を巡って議論が交わされ、自治体によって表記が各々なのは前号でお伝えしました。宝塚市では「障害福祉課」「障碍(しょうがい)者割引」「障がい者(児)福祉ハンドブック(平成30年11月発行)」のように3通りの使い分け(障害・障碍・障がい)をしていました。しかし、翌31年4月1日より、公文書等において、「障碍」と表記し、担当部署も「障碍福祉課」となりました。子どもを含む福祉的なものは、読みやすいように「障がい」と区分しています。注目したいのは「障がい者(児)」の表記です。「特別支援を要する児」と表記すると障害をもつことが曖昧になるため、あえて「障がい児」としているようです。「がい(害)」を平仮名書きとすることで、不快に対しても一定の配慮しています。このように、行政においては「障害(障がい)」を前面表記とするのも一種の配慮と言えます。「明記しない配慮」「明記する配慮」…夫々にあります。

差別用語や不快用語を書かないことは大事ですが、それに増して普段から口にしない、態度や行動にあらわさないことが最も肝要です。しかしながら、私たちは生きとし生けるもの差別しています。名前のある草も邪魔なら「雑草」としてひとまとめに葬り去ります。生きるための弱肉強食は自然の理であつて、本能です。それと同じように人間社会もパワーバランスの不均衡で、同様に差別や不快が起こります。私たちは、「差別やいじめはいけない」と言いながらも、本能の成す業、本能のままに色々な差別をしているのかも知れません。仏様になろうと三途の川を渡る時に、初めて煩悩・障礙から私達は解放されます。